

札幌支第 号
令和7年8月 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

札幌市長

市町村名 (市町村コード)	札幌市 (100)
地域名 (地域内農業集落名)	西地区 (手稲区：手稲山口・手稲星置・手稲前田、西区：山の手・小別沢・西野・福井・平和、中央区：盤溪)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月15日 (第3回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区では、手稲区手稲山口などの地域が砂地土壌を活かしたカボチャ・スイカの産地となっているほか、西区小別沢や中央区盤溪といった地域ではコマツナなどの野菜類の施設栽培が行われている。各集落とも中心となる経営体が少なく、農業の衰退、農地の遊休化が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

手稲区では手稲山口を中心にスイカ・カボチャ・メロンなどの果菜類が栽培されている。手稲前田には従来からの酪農があるほか、果樹経営に取り組んでいる経営体がいる。西区・中央区の丘陵地帯（小別沢、西野、盤溪）では葉茎菜や果菜類、果樹などが栽培されている。今後も地域の特性に応じた品目の作付けを行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	264.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	264.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農業経営及び農地利用に関する意向調査で得られた情報を活用しつつ、各農地の所在する位置や規模、周辺環境など様々な条件を考慮しながら、JAや農業委員会との情報共有を通じて、中心的経営体や拡大意向のある経営体との利用マッチングを図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を通じた農地売買や貸借を促進し、規模拡大意向のある経営体や新規参入者への農地利用集積を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズに応じて、農地の基盤整備に取り組む。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
高齢化・後継者不足にともない遊休農地が増えている。中心経営体のいない集落では、市民農園としての農地利用も含め、遊休農地対策を進める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	
【選択した上記の取組方針】 ①鳥獣害（シカ、キツネ、カラス、アライグマ等）が発生している地区である。札幌市鳥獣被害防止計画に基づく取組により対応する。 ⑨手稲山口のカボチャ、スイカについては、ブランド維持を図る。酪農や、醸造用ブドウにおいては、生産物加工による高付加価値化を進める。				

4 その他意見・発言・確認事項等

○ 別紙の地域計画の変更を要する事由について確認した。

地域計画の変更に向けた協議資料(西地区、令和7年8月開催)

変更事由

「農業を担う者」の位置付けについて、新たに1経営体の意向が確認できたもの

地域計画
変更予定
内容

- 地域内の農業を担う者(目標地図に位置付ける者)に以下1経営体を追加

	属性 ※1	経営作目等	経営面積	目標地図 上の表示	備考 ※2
1	認農	麦類、飼料作物	2.0 ha	A-80	地域内の農業を担う者

※1「認農」:認定農業者、「認就」:認定新規就農者、「利用者」:上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者
※2 農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載

- 地域内の農業を担う者(目標地図に位置付ける者) 合計値の変更

変更前	経営体数	経営面積	変更後	経営体数	経営面積
	18	50.9 ha		19	52.9 ha